

第 1 号議案

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成 21 年宮城県教育委員会規則第 7 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 5 月 18 日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成二十一年宮城県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号中「、前回」を「（初回の申請の場合及び二回目以降の申請の場合で前回）」に、「有効期間延長証明書（施行規則第六十一条の十）」を「有効期間延長証明書（同条）」に改め、「延長に関する証明書をいう。以下同じ。」の下に「に記載されている普通免許状又は特別免許状以外の免許状を有する場合に限る。第四項及び次条において同じ。」及び前回の有効期間の更新の際に発行された有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書」を加え、同条第四項第一号及び第七条第二項第一号中「、前回」を「及び前回」に改める。

第八条第二項第一号を次のように改める。

一 免許状の写し又は免許状授与証明書（初回の申請の場合及び二回目以降の申請の場合で改正省令附則第十五条の規定により発行された更新講習修了確認、改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認、同条第四項に規定する修了確認期限の延期又は同条第五項括弧書に規定する認定に関する証明書（以下「更新講習修了確認等証明書」という。）に記載されている普通免許状又は特別免許状以外の免許状を有する場合に限る。）及び更新講習修了確認等証明書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新（改正後）	旧（現行）	改正理由
<p>教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則</p> <p>第一条から第五条まで （略）</p> <p>（有効期間の更新の申請） 第六条 （略）</p> <p>2 法第九条の二第二項の免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 免許状の写し又は免許状授与証明書（初回の申請の場合及び二回目以降の申請の場合で前回の有効期間の更新の際に発行された有効期間更新証明書（施行規則第六十一条の十に規定する普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新に関する証明書をいう。以下同じ。）又は有効期間延長証明書（同条）に規定する普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長に関する証明書をいう。以下同じ。）に記載されている普通免許状又は特別免許状以外の免許状を有する場合に限る。第四項及び次条において同じ。）及び前回の有効期間の更新の際に発行された有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書</p> <p>二及び三 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前項の申請の場合における法第九条の二第二項の免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 免許状の写し又は免許状授与証明書及び前回の有効期間の更新の際に発行された有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書</p> <p>二及び三 （略）</p>	<p>教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則</p> <p>第一条から第五条まで （略）</p> <p>（有効期間の更新の申請） 第六条 法第九条の二第二項に規定する申請書は、有効期間更新申請書（第一号様式）とする。</p> <p>2 法第九条の二第二項の免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 免許状の写し又は免許状授与証明書、 前回の有効期間の更新の際に発行された有効期間更新証明書（施行規則第六十一条の十に規定する普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新に関する証明書をいう。以下同じ。）又は有効期間延長証明書（施行規則第六十一条の十に規定する普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長に関する証明書をいう。以下同じ。）</p> <p>二 法第七条第四項に規定する免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書</p> <p>三 戸籍抄本</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、施行規則第六十一条の四各号のいずれかに該当する者が申請する場合における法第九条の二第二項の申請書は、免許状更新講習免除による有効期間更新申請書（第二号様式）とする。</p> <p>4 前項の申請の場合における法第九条の二第二項の免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 免許状の写し又は免許状授与証明書、前回の有効期間の更新の際に発行された有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書</p> <p>二 戸籍抄本</p> <p>三 前条に規定する表彰を受けた者にあつては、その表彰</p>	

(有効期間の延長の申請)
第七条 (略)

2 施行規則第六十一条の九第二項の免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 免許状の写し又は免許状授与証明書及び前回の有効期間の更新の際に発行された有効期間更新証明書
- 二 及び三 (略)

(旧免許状所持現職教員の申請)
第八条 (略)
一から四まで (略)

2 改正省令附則第九条第二項の免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 免許状の写し又は免許状授与証明書(初回の申請の場合及び二回目以降の申請の場合で改正省令附則第十五条の規定により発行された更新講習修了確認

第三項第三号に規定する確認
改正法附則第二条、同条

する修了確認期限の延期
第四項に規定
又は同条

規定する認定に関する証明書(以下「更新講習修了確認等証明書」という。)に記載されている普通免許状又は特別免許状以外の免許状を有する場合に限る。)及び更新講習修了確認等証明書

を証する書類

(有効期間の延長の申請)
第七条 施行規則第六十一条の九第二項に規定する申請書は、有効期間延長申請書(第三号様式)とする。

2 施行規則第六十一条の九第二項の免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 免許状の写し又は免許状授与証明書、前回の有効期間の更新の際に発行された有効期間更新証明書
- 二 戸籍抄本
- 三 施行規則第六十一条の五各号に掲げる事由に該当することを証する書類

(旧免許状所持現職教員の申請)
第八条 改正省令附則第九条第二項に規定する申請書は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

一 改正省令附則第九条第一項第一号の規定による申請
更新講習修了確認申請書(第四号様式)

二 改正省令附則第九条第一項第二号の規定による申請
改正法附則第二条第三項第三号の確認申請書(第五号様式)

三 改正省令附則第九条第一項第三号の規定による申請
修了確認期限延期申請書(第六号様式)

四 改正省令附則第九条第一項第四号の規定による申請
免許状更新講習免除認定申請書(第七号様式)

2 改正省令附則第九条第二項の免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 免許状の写し又は免許状授与証明書、
改正省令附則第十五条
更新講習修了確認に関する証明書、改正省令附則第十五条に規定する改正法附則第二条

第三項第三号の
確認に関する証明書、改正省令
附則第十五条に規定する改正法附則第二条第四項に規定

する修了確認期限の延期に関する証明書又は改正省令附則第十五条に規定する改正法附則第二条第五項括弧書に規定する認定に関する証明書

二から五まで (略)

第九条から第十一条まで (略)
第一号様式から第七号様式まで

(略)

二 戸籍抄本

三 法第七条第四項に規定する免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書(前項第一号又は第二号の申請の場合に限る。)

四 改正省令附則第七条第一項各号に掲げる事由に該当することを証する書類(前項第三号の申請の場合に限る。)

五 第五条に規定する表彰を受けた者にあつては、その表彰を証する書類(前項第四号の申請の場合に限る。)

第九条から第十一条まで (略)
第一号様式から第七号様式まで

(略)

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正の概要

1 改正理由

教員免許状更新等申請手続きにおける申請者の負担軽減を図るため、提出書類について改正を行うもの。

また、申請時の提出書類の明確化のため、文言を整理するもの。

2 改正内容

これまで、教員免許状の更新等に際しては、申請を行う者の所有する免許状の確認のため、免許状の写し又は免許状授与証明書を提出書類として求めていたが、更新等の申請が2回目以降となる者については、既に行った更新等の証明書に所有する免許状の内容が記載されており、当該証明書の提出も同様に求めていることから、当該証明書に記載されている免許状については、提出を省略するもの。あわせて、提出書類に係る文言を整理し改めるもの。

3 施行期日

公布の日